

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備, 運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第一条 ／ 第3条 特殊な設計	記載なし	(特殊な設計による使用済燃料貯蔵施設) 第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで使用済燃料貯蔵施設を設置することができる。	特殊な設計	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	今回の設工認対象設備には、特殊な設計をしているものはないため。
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	申請書関係図面	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	今回の設工認対象設備には、特殊な設計はないため申請不要であり、関係図書も不要。
		【解釈】 なし												

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第一條 ／ 第4條 廃止措置中の維持	記載なし	(廃止措置中の使用済燃料貯蔵施設の維持) 第四條 法第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二條の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（燃料貯蔵規則第四十三條の三の二第九号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。 【解釈】 なし	廃止措置計画に基づく施設維持	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	廃止する施設・設備はないため。

設備リスト

事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備, 運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第3条 使用済燃料の臨界防 止 ／ 第5条 使用済燃料の臨界防 止	(使用済燃料の臨界防止) 第三条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないものでなければならない。 【解釈】 第3条 (使用済燃料の臨界防止) 1 第3条に規定する「臨界に達するおそれがないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設における金属キャスクは単体として、使用済燃料を収納した条件下で、技術的に想定されるいかなる場合でも臨界を防止する設計であること。 二 金属キャスク内部のバスケット（金属キャスク内に収納される使用済燃料を所定の幾何学的配置に維持するための構造物をいう。以下同じ。）が臨界防止機能の一部を構成する場合には、設計貯蔵期間を通じてバスケットの構造健全性が保たれる設計であること。 三 使用済燃料貯蔵施設は、当該施設内における金属キャスク相互の中性子干渉を考慮し、技術的に想定されるいかなる場合でも臨界を防止する対策が講じられていること。 四 臨界評価において、以下の事項を含め、未臨界性に有意な影響を与える因子が考慮されていること。 ① 配置・形状 貯蔵エリア内の金属キャスクの配置、バスケットの形状、バスケット格子内の燃料集合体の配置等 において 適切な安全裕度を考慮すること。 金属キャスクが滑動する可能性がある場合には、滑動等による金属キャスクの配置の変化に伴う中性子実効増倍率の増加についても適切に考慮されていること。 事故時にバスケット及び使用済燃料集合体に変形（損傷）する可能性がある場合には、臨界解析においてもこの変形（損傷）が適切に考慮されていること。 ② 中性子吸収材の効果 中性子吸収材の効果に関して、以下の事項等が適切な安全裕度をもって考慮されていること。 a) 製造公差（濃度、非均質性、寸法等） b) 中性子吸収に伴う原子個数密度の減少 ③ 減速材（水）の影響 使用済燃料を金属キャスクに収納するに当たり当該使用済燃料が冠水することが、設計上適切に考慮されていること。 ④ 燃焼度クレジット 燃焼度クレジット（臨界評価において、使用済燃料の燃焼に伴う反応度低下を考慮することをいう。）を採用する場合には、以下の事項を含め、適切な安全裕度を有する設計であることが確認されていること。 a) 燃料集合体の燃焼度及び同位体組成並びにそれらの分布の計算精度 b) 貯蔵する燃料集合体の燃焼度等の管理 五 使用済燃料を金属キャスクに収納するに当たっては、臨界評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられること。	(使用済燃料の臨界防止) 第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 【解釈】 なし	金属キャスク単体の臨界防止機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスク単体で使用済燃料が臨界に達するおそれのないようにするため、適合性確認対象設備となる。
			金属バスケットの核的な構造健全性の維持機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスクを核的に安全な形状寸法にすることにより使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため。
			金属キャスク相互の中性子干渉を考慮した臨界防止機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵容量最大に収納した条件下で、金属キャスクの搬入から搬出までの全工程においても、金属キャスクにより使用済燃料が臨界に達するおそれがないようにするため。
			燃料収納条件の制限措置	金属キャスク	S	運用	既設	○	○	◎	①	×	○	金属キャスクへの燃料収納に対する措置要求のため。

設備リスト

事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○、×)	条文要求事項に 対して必須の設 備。運用か (○、－)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎、○1、○2、 ◇、△、□、－)	機器グループ (①、②－1、② －2、③、－)*2	既設工認に記載 されているか (○、×)	要目表作成対象 設備か (○、×)	備 考
第8条 使用済燃料貯蔵施設 の地盤 ／ 第6条 使用済燃料貯蔵施設 の地盤	(使用済燃料貯蔵施設の地盤) 第8条 使用済燃料貯蔵施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（基本的安全機能確保する上で必要な施設にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。 【解釈】 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 別記1のとおりとする。 （別記1） 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 1 第8条第1項に規定する「使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる」とは、使用済燃料貯蔵施設について、自重及び操業時の荷重等に加え、本規程第9条2の分類に応じて算定する地震力（本規程第9条2の一に属する施設にあっては、第9条第3項に規定する地震力を含む。）が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する設計であることをいう。 なお、基本的安全機能確保する上で必要な施設については、上記に加え、基準地震動による地震力が作用することによって弱面上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することが含まれる。	(使用済燃料貯蔵施設の地盤) 第6条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第8条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。 【解釈】 なし	地震力が作用した場合においても施設を十分に支持することができる地盤に設置	使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋	B（S _B ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	安全機能の直接要求（事業許可基準規則第9条第二項の規定により算定する地震力（基本的安全機能確保する上で必要な施設にあっては、第9条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる（接地圧に対する十分な支持性能を有する）地盤に設けなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
	(使用済燃料貯蔵施設の地盤) 第8条 2 使用済燃料貯蔵施設は、変形した場合においてもその基本的安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。 【解釈】 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 別記1のとおりとする。 （別記1） 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 2 第8条第2項に規定する「変形」とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。 このうち上記の「地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み」については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるもののほか、局所的なものを含む。これらのうち、上記の「局所的なもの」については、支持地盤の傾斜及び撓みの安全性への影響が大きいおそれがあるため、特に留意が必要である。	—	変形した場合においても施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置	使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋	B（S _B ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	安全機能の直接要求（変形した（地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状が発生した）場合においてもその基本的安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
	(使用済燃料貯蔵施設の地盤) 第8条 3 基本的安全機能確保する上で必要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。 【解釈】 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 別記1のとおりとする。 （別記1） 第8条（使用済燃料貯蔵施設の地盤） 3 第8条第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。 また、同項に規定する「変位が生ずるおそれがない地盤に設ける」とは、基本的安全機能確保する上で必要な施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって基本的安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤に設置すること。をいう。 なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等をいう。その設定に当たって、後期更新世（約12～13万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。 また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。	—	変位が生ずるおそれがない地盤に設置	使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋	B（S _B ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	安全機能の直接要求（変位が生ずるおそれがない地盤（将来活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤）に設けなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。

設備リスト

様式－2改

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第9条 地震による損傷の防 止 ／ 第7条 地震による損傷の防 止	(地震による損傷の防止) 第九条 使用済燃料貯蔵施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 【解釈】 第9条 (地震による損傷の防止) 1 第9条第1項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下に留めることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲に留まり得ることをいう。 3 第9条第1項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、使用済燃料貯蔵施設の耐震設計に 当たっては、以下の方針によること。 一 基本的安全機能を確保する上で必要な施設（使用済燃料貯蔵設備本体に限る。） ① 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第 1 306193 号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「実用炉設置許可基準解釈」という。）第4条3の一 を準用すること。 貯蔵時に金属キャスクを床等に固定しない場合は、上記の規定にかかわらず、金属キャスクは、地震力による転倒等によって作用する衝撃力等に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること。 二 基本的安全機能を確保する上で必要な施設（使用済燃料貯蔵設備本体、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）及びその他の安全機能を有する施設 ① 実用炉設置許可基準解釈第4条3の二又は三を準用すること。	(地震による損傷の防止) 第七条 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。 【解釈】 なし	Sクラス施設に属する施設の耐震性	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、Sクラスの耐震性が必要な機能となる。
				貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	貯蔵架台は基本的安全機能を有する設備である金属キャスクの直接支持構造物であるため、Sクラスの耐震性が必要な機能となる。
		Bクラス施設に属する施設の耐震性	Bクラス施設に属する施設の耐震性	使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋 ・遮蔽ルーフ ・遮蔽扉	B（S _S ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また基本的安全機能の一部を担っているため基準地震動S _S による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。
				受入れ区域天井クレーン	B（S _S ）	設備	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また金属キャスクの落下、転倒、衝突を防止する機能を有するため基準地震動S _S による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。
				搬送台車	B（S _S ）	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また金属キャスクの転倒、衝突を防止する機能を有するため基準地震動S _S による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。
				仮置架台	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、Cクラスの耐震性が必要な機能となる。
				たて起こし架台 ・たて起こし架台 ・衝撃吸収材	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				検査架台	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽（安全弁） ・除塵装置（前・後フィルタ） ・配管	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	×	○	同上
				蓋間圧力監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				表面温度監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
	2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 【解釈】 2 第9条 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度をいう。使用済燃料貯蔵施設は、その程度に応じて、以下のように分類するものとする。 一 基本的安全機能を確保する上で必要な施設 基本的安全機能を有する施設及びその機能喪失により基本的安全機能を損なうおそれがある施設をいい、少なくとも次の施設を含む。 ① 使用済燃料貯蔵設備本体（金属キャスク等） ② 使用済燃料の受入れ施設（その機能喪失により、金属キャスクが有する基本的安全機能を損なうおそれがないことが明らかであるものを除く。） ③ 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。） ④ 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。） 二 その他の安全機能を有する施設 安全機能を有する施設のうち、上記一に属する施設以外の施設をいう。 4 第9条 第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条4の方法を準用すること。この場合において、実用炉設置許可基準解釈第4条4の二の方法で用いる地震層せん断力係数C1に乘じる係数は、使用済燃料貯蔵設備本体については3.0、実用炉設置許可基準解釈第4条4の二の方法で用いる地震層せん断力係数C1に乘じる係数は、使用済燃料貯蔵設備本体については3.0、その他の施設については1.5又は1.0とすること。		Cクラス施設に属する施設の耐震性	給排気温度監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				代替計測用計測器 (非接触式可搬型温度計、温度検出器、圧力検出器)	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				廃棄物貯蔵室	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				エリアモニタリング設備 ・ガンマ線エリアモニタ ・中性子線エリアモニタ	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 ・モニタリングポスト（NaIシンチ、電離箱、 ³ He比例計数管） ・モニタリングポイント	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				放射線サーベイ機器	C	設備	既設	○	○	◇	③	○	○	同上
				出入管理設備（チェックポイント）	C	設備	既設	○	○	◇	③	×	×	同上
				個人管理用測定設備（個人線量計）	C	設備	既設	○	○	◇	③	×	×	同上
				常用電源設備 (予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲)	C	設備	改造	×	○	◇	③	×	×	同上
				無停電電源装置	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				電源車	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	×	○	同上
				共用無停電電源装置	C	設備	既設	×	○	○2	②ー2	×	○	同上
				軽油貯蔵タンク（地下式）	C	設備	新設	×	○	○2	②ー2	×	○	同上
				通信連絡設備 ・社内電話設備 ・送受話器 ・警報装置 ・放送設備 ・衛星携帯電話 ・加入電話設備	C	設備	送受話器は新設 それ以外は既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				避難通路 ・安全避難用扉	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				避難通路 ○誘導灯 ・通路誘導灯 ・避難口誘導灯 ・保安灯	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				消防用設備 ○消火設備 ・動力消防ポンプ	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				消防用設備 ○消火設備 ○消火器 ・粉末（ABC）消火器 ・大型粉末消火器 ・化学泡消火器	C	設備	既設	×	○	○2	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、Cクラスの耐震性が必要な機能となる。
				消防用設備 ○消火設備 ・防火水槽	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	×	○	同上
				消防用設備 ○火災感知設備 ・光電式分離型感知器 ・光電式スポット型感知器 ・差動式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機	C	設備	既設	×	○	○2	②ー2	○	○	同上
				消防用設備 ○火災区域構造物及び火災区画構造物 ・防火シャッター ・防火扉 ・コンクリート壁	C	設備	既設	×	○	○2	②ー2	○	○	同上
				消防用設備 ○避雷設備 ・避雷設備（棟上導体）	C	設備	既設	×	○	○2	②ー2	○	○	同上
				人の不法な侵入等防止設備 ・柵 ・鉄筋コンクリート造りの壁 ・探知設備	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー) ※2	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)※2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考		
	3 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】 5 第9条第3項に規定する「その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震」による地震動（以下「基準地震動」という。）は、実用炉設置許可基準解釈第4条5の方針を準用すること。 6 第9条 第3項に規定する「基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する使用済燃料貯蔵施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 基本的安全機能を確保する上で必要な施設のうち、二以外のもの ① 基準地震動による地震力に対して、金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機器と相まって、基本的安全機能を確保できること。 ② 機器・配管系については、通常時及び事故時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動による地震力を組み合わせた荷重条件に対して、その施設に要求される機能を保持すること。なお、上記により求められる荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと。 貯蔵時に金属キャスクを床等に固定しない場合は、上記の規定にかかわらず、地震力に対する金属キャスクの転倒等を考慮した上で、金属キャスクが有する基本的安全機能が損なわれるおそれがないこと。 ③ 貯蔵建屋を設置する場合には、常時作用している荷重及び金属キャスクの受入れ作業時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建屋が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。ただし、当該建屋が損傷した場合において、次の事項を満足する場合は、この限りでない。 a) 金属キャスクが有する基本的安全機能が損なわれるおそれがないこと。 b) 適切な復旧手段及び復旧期間において、損傷を受けた貯蔵建屋の遮蔽機能及び除熱機能が回復可能であること。 c) 上記の復旧期間において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないこと。 二 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物 ① 基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能（津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。）が保持できること。 ② 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物は、常時作用している荷重及び金属キャスクの受入れ作業時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）を保持すること。 ③ 浸水防止設備及び津波監視設備は、常時作用している荷重及び金属キャスクの受入れ作業時に作用する荷重等と基準地震動による地震力の組合せに対して、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）を保持すること。 ④ これらの荷重組合せに関しては、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮すること。 なお、上記の「終局耐力」とは、構造物に対する荷重を漸次増大した際、構造物の変形又は歪みが著しく増加する状態を構造物の終局状態と考え、この状態に至る限界の最大荷重負荷をいう。 また、基本的安全機能を確保する上で必要な施設が、その他の安全機能を有する施設の波及的影響によって、その基本的安全機能を損なわないように設計すること。この波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討の内容等を含めて、事象選定及び影響評価の結果の妥当性を示すとともに、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用すること。 なお、上記の「基本的安全機能を確保する上で必要な施設が、その他の安全機能を有する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわない」とは、少なくとも次に示す事項について、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の安全機能への影響が無いことを確認すること。 ① 設置地盤及び地震応答性状の相連等に起因する相対変位又は不等沈下による影響 ② 基本的安全機能を確保する上で必要な施設とその他の安全機能を有する施設との接続部における相互影響 ③ 貯蔵建屋内におけるその他の安全機能を有する施設の損傷、転倒及び落下等による基本的安全機能を確保する上で必要な施設への影響 ④ 貯蔵建屋外におけるその他の安全機能を有する施設の損傷、転倒及び落下等による基本的安全機能を確保する上で必要な施設への影響 7 第9条 第3項に規定する「その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力」の算定に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第4条7に示す方法を準用すること。	2 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】なし	Sクラス施設に属する施設の耐震性	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため、Sクラスの耐震性が必要な機能となる。		
				貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	貯蔵架台は基本的安全機能を有する設備である金属キャスクの直接支持構造物であるため、Sクラスの耐震性が必要な機能となる。		
			Bクラス施設に属する施設の耐震性	使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋 ・遮蔽ルーバ ・遮蔽扉	B（S _S ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また基本的安全機能の一部を担っているため基準地震動S _S による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。		
				受入れ区域天井クレーン	B（S _S ）	設備	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また金属キャスクの落下、転倒、衝突を防止する機能を有するため基準地震動S _S による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。		
				搬送台車	B（S _S ）	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	事業許可基準解釈より基本的安全機能を確保する上で必要な施設に分類されBクラス施設に属するため、Bクラスの耐震性が必要な機能となる。また金属キャスクの転倒、衝突を防止する機能を有するため基準地震動S _S による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。		
				仮置架台	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする。 なお、当該施設については波及的影響のおそれのない施設である。		
				たて起こし架台 ・たて起こし架台 ・衝撃吸収材	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	同上		
				検査架台	C	設備	既設	○	○	△	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする。 なお、当該施設については波及的影響のおそれのある設備であり、地震時の金属キャスクへの波及的影響について評価を行う。		
				圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽（安全弁） ・除塵装置（前・後フィルタ） ・配管	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	×	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする。 なお、当該施設については波及的影響のおそれのない施設である。		
				蓋間圧力監視装置	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	同上		
				表面温度監視装置	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	同上		
				給排気温度監視装置	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	同上		
				代替計測用計測器 （非接触式可搬型温度計、温度検出器、圧力検出器）	C	設備	既設	×	○	ー	③	×	×	同上		

設備リスト

様式－2改

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理※1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)※2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
			基本的安全機能への波及的影響の 防止	廃棄物貯蔵室	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	同上
				エリアモニタリング設備 ・ガンマ線エリアモニタ ・中性子線エリアモニタ	C	設備	既設	○	○	△	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする なお、当該施設のうち中性子線エリアモニタについては波及的影響のおそれのある設備であり、地震時の金属キャスクへの波及的影響について評価を行う。
				周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 ・モニタリングポスト (NaIシンチ、電離箱、 ³ He比例計数管) ・モニタリングポイント	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする。 なお、当該施設については波及的影響のおそれのない施設である。
				放射線サーベイ機器	C	設備	既設	○	○	ー	③	○	○	同上
				出入管理設備（チェックポイント）	C	設備	既設	○	○	ー	③	×	×	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする。 なお、当該施設については波及的影響のおそれのない施設である。
				個人管理用測定設備（個人線量計）	C	設備	既設	○	○	ー	③	×	×	同上
				常用電源設備 （予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲）	C	設備	改造	×	○	ー	③	×	×	同上
				無停電電源装置	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	同上
				電源車	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	×	○	同上
				共用無停電電源装置	C	設備	既設	×	○	ー	②ー2	×	○	同上
				軽油貯蔵タンク（地下式）	C	設備	新設	×	○	ー	②ー2	×	○	同上

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
				通信連絡設備 ・社内電話設備 ・送受話器 ・警報装置 ・衛星携帯電話 ・無線連絡設備 ・加入電話設備	C	設備	送受話器は新 設 それ以外は既 設	×	○	ー	③	×	×	同上
				避難通路 ・安全避難用扉	C	設備	既設	×	○	ー	③	×	×	同上
				避難通路 ○誘導灯 ・通路誘導灯 ・避難口誘導灯 ・保安灯	C	設備	既設	×	○	ー	③	×	×	同上
				消防用設備 ○消火設備 ・動力消防ポンプ	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	○	○	同上
				消防用設備 ○消火設備 ○消火器 ・粉末（ABC）消火器 ・大型粉末消火器 ・化学泡消火器	C	設備	既設	×	○	ー	②ー2	○	○	同上
				消防用設備 ○消火設備 ・防火水槽	C	設備	既設	○	○	ー	②ー2	×	○	同上
				消防用設備 ○火災感知設備 ・光電式分離型感知器 ・光電式スポット型感知器 ・差動式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機	C	設備	既設	×	○	ー	②ー2	○	○	同上
				消防用設備 ○火災区域構造物及び火災区画構造物 ・防火シャッター ・防火扉 ・コンクリート壁	C	設備	既設	×	○	△	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする なお、当該施設のうち防火シャッターについては波及的影響のおそれのある設備であり、地震時の金属キャスクへの波及的影響について評価を行う。
				消防用設備 ○避雷設備 ・避雷設備（棟上導体）	C	設備	既設	×	○	ー	②ー2	○	○	事業許可基準解釈よりその他の安全機能を有する施設に分類されCクラス施設に属するため、上位クラスのうち基本的安全機能を有する設備である金属キャスク及び基本的安全機能の一部を担っている使用済燃料貯蔵建屋への波及的影響のおそれのない設計とする。 なお、当該施設については波及的影響のおそれのない施設である。
				人の不法な侵入等防止設備 ・柵 ・鉄筋コンクリート造りの壁 ・探知設備	C	設備	既設	×	○	ー	③	×	×	同上
4 使用済燃料貯蔵施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】 8 第9条 第4項は、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の周辺斜面について、基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認するとともに、崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置を講じることにより、基本的安全機能を確保する上で必要な施設に影響を及ぼすことがないようにすることをいう。 また、安定解析に当たっては、次の方針によること。 一 安定性の評価対象としては、基本的安全機能を確保する上で必要な施設が内包された 建屋等に影響を与えるおそれのある斜面とすること。 二 地質・地盤の構造、地盤等級区分、液状化の可能性及び地下水の影響等を考慮して、すべり安全率等により評価すること。 三 評価に用いる地盤モデル、地盤パラメータ及び地震力の設定等は、基礎地盤の支持性能の評価に準じて行うこと。特に地下水の影響に留意すること。	3 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】 なし	地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない	使用済燃料貯蔵建屋	B（S _B ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	安全機能の直接要求（地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。	

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, －)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, －)	機器グループ (①, ②－1, ② －2, ③, －)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第10条 津波による損傷の防 止 ／ 第8条 津波による損傷の防 止	〔津波による損傷の防止〕 第十条 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】 第10条（津波による損傷の防止） 別記3のとおりとする。 (別記3) 第10条（津波による損傷の防止） 1 第10条に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある津波」（以下「基準津波」という。）は、実用炉設置許可基準解釈第5条1及び2を準用して策定すること。 2 第10条の「基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する使用済燃料貯蔵施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 基本的安全機能を確保する上で必要な施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。 二 基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、遡上波によって基本的安全機能を損なうおそれがないこと。なお、「基本的安全機能を損なうおそれがないこと」には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置して、遡上波の到達又は流入を防止することを含む。 3 上記2の遡上波の到達防止に当たっては、実用炉設置許可基準解釈第5条3の一の②を準用すること。 4 上記2の二の津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を設置する場合には、実用炉設置許可基準解釈第5条3の二及び五から七までの方針を準用すること。	〔津波による損傷の防止〕 第八条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 【解釈】 なし	津波に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	津波防護基本方針の対象とする設備 ・金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				津波防護基本方針の対象とする設備 ・貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②－1	×	○	
				津波防護基本方針の対象とする設備 ・使用済燃料貯蔵建屋貯蔵区域（貯蔵区域の遮蔽扉を除く。）	B (S _S)	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				・仮想的大規模津波の想定	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	
				津波防護基本方針の対象となる設備に対して影響を及ぼすおそれのある設備 ・仮置架台 ・たて起こし架台 ・検査架台	C	設備	既設	○	○	△	②－2	×	○	・仮想的大規模津波の波力を受けても架台の固定状態が維持されていることを確認する。
				・基礎部の評価	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	・評価対象：仮置架台、たて起こし架台、検査架台
			津波襲来後の対応	浸水を想定した活動に必要な設備 ・電気設備	(様式－2 第20条予備電源／第23条予備電源 参照)*1									・仮想的大規模津波による浸水範囲を考慮した措置を採る。
				浸水を想定した活動に必要な設備 ・計測設備	(様式－2 第17条計測制御系統施設／第17条計測制御系統施設 参照)*1									・仮想的大規模津波による浸水範囲を考慮した措置を採る。
				浸水を想定した活動に必要な設備 ・放射線監視設備	(様式－2 第19条放射線管理施設／第18条放射線管理施設 参照)*1									・仮想的大規模津波による浸水範囲を考慮した措置を採る。
				浸水を想定した活動に必要な設備 ・通信連絡設備	(様式－2 第21条通信連絡設備等／第24条通信連絡設備等 参照)*1									・仮想的大規模津波による浸水範囲を考慮した措置を採る。
				・仮想的大規模津波による浸水範囲の評価	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	・評価対象：電気設備、計測設備、放射線監視設備、通信連絡設備
				・使用済燃料貯蔵施設の浸水を想定した活動に必要な対策や体制	－	運用	－	×	○	－	－	×	×	
				津波に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	
				・耐性評価	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋貯蔵区域
				・落下物の選定（天井クレーン及び天井スラブ） ・衝突荷重の設定 ・津波波力の設定	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	
				・閉じ込め機能評価	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	・評価対象：金属キャスク
				・支持機能評価	－	評価条件	－	×	○	－	－	×	×	・評価対象：貯蔵架台

関連条文^{※2}

事業許可基準規則の解釈

第13条（安全機能を有する施設）

1 第1項に規定する「安全性を損なわないもの」とは、当該使用済燃料貯蔵施設以外の原子力施設との間、又は当該使用済燃料貯蔵施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該使用済燃料貯蔵施設の安全性に支障を来さないものをいう。

2 第2項に規定する「当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるもの」とは、以下の設計をいう。

一 設計貯蔵期間を通じて、金属キャスクの基本的安全機能を確保するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができるようになっていること。また、金属キャスクを当該使用済燃料貯蔵施設外へ搬出するために必要な確認ができるようになっていること。

二 金属キャスク取扱設備（使用済燃料貯蔵施設内において金属キャスクの移送等の取扱いに供される設備のことをいう。以下同じ。）は、動作中に金属キャスクの基本的安全機能を損なうことがないよう、必要な検査、修理等ができるようになっていること。

第9条（地震による損傷の防止）別記2（抜粋）

6 第9条第3項に規定する「基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」ことを満たすために、基準地震動に対する使用済燃料貯蔵施設の設計に当たっては、以下の方針によること。

一 基本的安全機能を確保する上で必要な施設のうち、二以外のもの

③ 貯蔵建屋を設置する場合には、常時作用している荷重及び金属キャスクの受入れ作業時に作用する荷重と基準地震動による地震力との組合せに対して、当該建屋が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していること。ただし、当該建屋が損傷した場合において、次の事項を満足する場合は、この限りでない。

a) 金属キャスクが有する基本的安全機能が損なわれるおそれがないこと。

b) 適切な復旧手段及び復旧期間において、損傷を受けた貯蔵建屋の遮蔽機能及び除熱機能が回復可能であること。

c) 上記の復旧期間において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないこと。

※1：対象設備は参照先である各条文の備考に「浸水を想定した活動に必要な設備」と記載。
※2：関連条文との整合性については、補足説明資料にて説明。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業変更許可申請書添付六での 主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設備、運用か (○, ×)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, △, ▽, □, ×)	機器グループ (①, ②-1, ②-2, ③, ×)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第11条 外部からの衝撃による損傷の防止 ／ 第9条 外部からの衝撃による損傷の防止	(外部からの衝撃による損傷の防止) 第十一条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 第9条 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して基本的安全機能を損なわないものでなければならない。 【解釈】 第11条 （外部からの衝撃による損傷の防止） 1 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）」とは、使用済燃料貯蔵施設の敷地及びその周辺の自然環境を基に、最新の科学的知見に基づき、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等から適用されるものをいう。なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重畳を考慮すること。 2 第1項及び第2項に規定する「基本的安全機能を損なわないもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設を構成する金属キャスクが、必要に応じてその他の構築物、系統及び機器と相まって、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を維持できること。 二 貯蔵建屋を設置する場合には、外部からの衝撃によって貯蔵建屋が損傷したとしても、次の事項を満足すること。 ① 金属キャスクが有する基本的安全機能に影響が波及しないこと。 ② 適切な復旧手段及び復旧期間において、損傷を受けた貯蔵建屋の遮蔽機能及び除熱機能（金属キャスクの除熱機能を損なわない機能）が回復可能であること。 ③ 上記②の復旧期間において、事業所周辺の公衆に対して放射線障害を及ぼさないこと。 3 第2項に規定する「想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダム の崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等という。 なお、「航空機落下」については、14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等を参考に、防護設計の要否について確認すること。また、近隣工場等における事故については、事故の種類と施設までの距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、基本的安全機能を確保する上で必要な施設が適切に保護されていることを確認すること。	(外部からの衝撃による損傷の防止) 第九条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 【解釈】 なし	電巻に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	外部事象防護施設 ・使用済燃料貯蔵建屋	B (S _B)	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				外部事象防護施設 ・金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				・設計電巻の最大風速 ・設計飛来物	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				電巻より防護すべき施設を内包する施設 ・使用済燃料貯蔵建屋	B (S _B)	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋
				飛来物とならない措置 (設計飛来物を超える大きさの車両：固縛) ・電源車の固縛装置	C	設備	新設	×	○	—	—	×	×	・設計電巻による荷重が電源車に作用しても、固縛状態が維持されることを確認する。
				飛来物とならない措置 (設計飛来物を超える大きさの車両：逃避)	—	運用	—	×	○	—	—	×	×	
				飛来物とならない措置 (大型の資機材：固縛、固定)	—	運用	—	×	○	—	—	×	×	
			火山による影響に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	外部事象防護施設 ・使用済燃料貯蔵建屋	B (S _B)	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				外部事象防護施設 ・金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				降下火砕物 ・厚さ：30cm ・密度：1.5g/cm ³ （湿潤状態）	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				降下火砕物より防護すべき施設を内包する施設 ・使用済燃料貯蔵建屋 【荷重】構造健全性を維持する設計 【閉塞】降下火砕物により閉塞しない構造	B (S _B)	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋
				貯蔵建屋内に降下火砕物を取り込まれることにより影響を受ける可能性がある外部事象防護施設 ・金属キャスク 【腐食】塗装	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	・評価対象：金属キャスク
				定期的な新知見の確認、新知見が得られた場合の評価	—	運用	—	×	○	—	—	×	×	
				降下火砕物の除去 (使用済燃料貯蔵建屋)	—	運用	—	×	○	—	—	×	×	
				金属キャスクの点検の実施	—	運用	—	×	○	—	—	×	×	
			風（台風）による影響に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	(風速の影響) (金属キャスク)	S	設備	既設	○	—	○1	①	×	○	・金属キャスクは、安全機能の直接要求（風（台風）により、基本的安全機能を損なわないこと。）を考慮する設備であるため、適合性確認対象設備となるが、外殻となる貯蔵建屋内に貯蔵することで影響はない旨基本設計方針に記載する。
														・海風による塩害防止の観点でさらなる信頼性確保のための措置であり、基準適合性確認対象設備ではないが、設計上の考慮事項に対する措置として、二次蓋上部に対策を施すことを基本設計方針に記載する。
				(海風による塩害) ・二次蓋上部への対策（保護カバー）	—	運用	—	—	—	—	—	—	—	
				(風速の影響) (使用済燃料貯蔵建屋) (遮蔽ルーバ) (遮蔽扉)	B (S _B)	設備	既設	○	—	○1	①	×	○	・安全機能の直接要求（風（台風）により、基本的安全機能を損なわないこと。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
			低温・凍結による影響に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	(金属キャスク)	S	設備	既設	○	—	○1	①	×	○	・金属キャスクは、安全機能の直接要求（低温・凍結により、基本的安全機能を損なわないこと。）を考慮する設備であるため、適合性確認対象設備となるが、貯蔵建屋内に貯蔵することから、貯蔵建屋の設置環境を考慮すれば凍結のおそれがない旨基本設計方針として記載する。
			降水による影響に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	(金属キャスク)	S	設備	既設	○	—	○1	①	×	○	・金属キャスクは、安全機能の直接要求（降水により、基本的安全機能を損なわないこと。）を考慮する設備であるため、適合性確認対象設備となるが、本体表面に塗装を施すことで降水の影響はない旨基本設計方針に記載する。
				・金属キャスク本体表面への塗装 ・塗装の状態を確認する点検、点検結果に応じた補修塗装	—	運用	—	—	—	—	—	—	—	・結露による発錆防止の観点からさらなる信頼性確保のための措置であり、基準適合性確認対象設備ではないが、設計上の考慮事項に対する措置として、塗装を施す旨基本設計方針に記載する。さらに、運用として、巡視や定期的に行う外観検査にて表面の状況を確認し、確認結果を踏まえ補修塗装の対応が可能である旨基本設計方針に記載する。
			積雪による影響に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	(使用済燃料貯蔵建屋) (遮蔽ルーバ) (遮蔽扉)	B (S _B)	設備	既設	○	—	—	①	×	○	・安全機能の直接要求（積雪により、基本的安全機能を損なわないこと。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
				・使用済燃料貯蔵建屋の除雪	—	運用	—	—	—	—	—	—	—	・運用として、あらかじめ手順を定め除雪を実施する。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業変更許可申請書添付六での 主要仕様の記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設備、運用か (○, ×)	設備の要求事項 の関係整理*1 (②, ①, ②, ③, ×)*2	機器グループ (①, ②-1, ②-2, ③, ×)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
			落雷による影響に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	(棟上導体 (避雷設備))	C	設備	新設	—	○	△	②-2	×	—	安全機能の直接要求 (落雷により、基本的安全機能を損なわないこと。) に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
			火山の影響 (降下火砕物) 及び積雪、風 (台風) との重畳による影響に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	(金属キャスク)	S	設備	既設	○	—	○1	①	×	○	安全機能の直接要求 (火山の影響 (降下火砕物) 及び積雪、風 (台風) との重畳に対し基本的安全機能を損なわないこと。) を考慮する設備であるため、適合性確認対象設備となるが、重畳荷重の観点からは、外殻となる貯蔵建屋内に貯蔵することで影響はない旨基本設計方針に記載する。
				(使用済燃料貯蔵建屋) (遮蔽ルーパ) (遮蔽扉)	B (S _B)	設備	既設	○	—	○1	①	×	○	安全機能の直接要求 (火山の影響 (降下火砕物) により、基本的安全機能を損なわないこと。積雪、風 (台風) 及び火山の影響 (降下火砕物) の重畳を考慮しても、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なわないこと。) に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
				・降下火災物の除灰 (点検、除灰 (除雪))	—	運用	—	—	—	—	—	—	—	降下火砕物の降灰後、点検及び除灰の対応を適切に実施するため、以下に係る手順及び運用 (除灰) を定める。 (1) 防護施設への影響を確認するための点検を実施する。 (2) 点検によって降下火砕物の付着が確認された箇所について、付着した降下火砕物の分析を行うとともに、除去を実施する。 (3) 降下火砕物の堆積や積雪により貯蔵建屋の構造設計で考慮した荷重を上回ることがないように、貯蔵建屋に堆積した降下火砕物及び積雪の除去を実施する。 ・火山モニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家及び火山活動評価委員の助言を踏まえ、最新の科学的知見に基づき可能な限りの対応を行うこととする。 主な対応方針を以下に示す。 (1) 火山活動のモニタリング強化 (2) 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入停止 (3) 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出
			外部火災に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがない機能	外部事象防護施設 ・使用済燃料貯蔵建屋	B (S _B)	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				外部事象防護施設 ・金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	
				森林火災の想定 防火帯幅の設定	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				危険距離評価、熱影響評価 (森林火災)	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋、金属キャスク
				防火帯	—	運用	新設	×	○	—	—	×	×	
				貯蔵施設敷地内に設置する危険物貯蔵設備の火災の想定 評価対象範囲、評価条件	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				熱影響評価 (敷地内危険物貯蔵設備の火災)	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋、金属キャスク
				対象航空機の選定方法 航空機墜落による火災の想定 評価対象範囲、評価条件	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				熱影響評価 (航空機墜落による火災)	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋、金属キャスク
				敷地内危険物貯蔵設備の火災と航空機墜落による火災の重畳火災の想定 評価対象範囲、評価条件	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				熱影響評価 (敷地内危険物貯蔵設備の火災と航空機墜落による火災の重畳火災)	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋
				敷地外危険物貯蔵施設の火災の想定 評価対象範囲、評価条件	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				危険距離評価 (敷地外危険物貯蔵施設の火災)	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋
				高圧ガス類貯蔵施設の爆発の想定 評価対象範囲、評価条件	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				危険限界距離評価 (高圧ガス類貯蔵施設の爆発)	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	・評価対象：使用済燃料貯蔵建屋
				ばい煙の影響評価	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	
				毒ガスの影響評価	—	評価条件	—	×	○	—	—	×	×	

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備。運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ② -2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第12条 使用済燃料貯蔵施設 への人の不法な侵入 等の防止 ／ 第10条 使用済燃料貯蔵施設 への人の不法な侵入 等の防止	(使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止) 第十二条 事業所には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。 【解釈】 第12条 （使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止） 1 第12条 に規定する「使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）」とは、敷地内の人による核物質の不法な移動 又は 妨害破壊行為、郵便物等による敷地外からの爆発物又は 有害物質の持ち込み、サイバーテロが含まれる。 2 第12条に規定する「防止するための設備を設けなければならない」とは、例えば、人がみだりに管理区域に立ち入らないように壁、柵、扉その他の人の侵入を防止するための設備を設けることをいう。	第十条 使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（以下単に「事業所」という。）は、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。 【解釈】 なし	人の不法な侵入等の防止措置	柵	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	人の不法な侵入等を柵で防止できるため、要求機能を満たす。
				鉄筋コンクリート造りの壁	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	人の不法な侵入等を鉄筋コンクリート造りの壁で防止できるため、要求機能を満たす。
				探知設備	—	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	人の不法な侵入等を探知設備で探知できるため、要求機能を満たす。
		不正アクセス行為の防止措置	—	—	—	運用	—	—	○	—	—	—	—	核物質防護に関する情報システムは外部と接続させず、外部からの不正アクセスを遮断することができる運用とするため要求を満たす。

設備リスト

事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備／ 運用	既設／ 改造／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ② -2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第5条 閉じ込めの機能 第11条 閉じ込めの機能	【閉じ込めの機能】 第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。 【解釈】 第5条（閉じ込めの機能） 1 第5条に規定する「 限定された区域に適切に閉じ込めることができるもの」とは、以下の設計をいう。 一 金属キャスクは、設計貯蔵期間を通じて、使用済燃料等を内封する空間を負圧に維持できる設計であること。 二 金属キャスクは、多重の閉じ込め構造を有する蓋部により、使用済燃料等を内封する空間を容器外部から隔離できる設計であること。 三 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料の検査等のために金属製の乾式キャスクの蓋等を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、蓋を追加装着できる構造を有する設計とすること等、閉じ込め機能の修復性に関して考慮がなされていること。	【閉じ込めの機能】 第十一条 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。 一 金属キャスクは、使用済燃料等が外部に漏えいするおそれがない構造であること。 二 流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料によって汚染された物が使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。 三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料によって汚染された物が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって使用済燃料によって汚染された物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料によって汚染された物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十八条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。 【解釈】 なし	金属キャスク内部の負圧維持機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスクが対象であるため。
			金属キャスク内部の外部との隔離機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスクが対象であるため。
			閉じ込め性の修正可能機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスクが対象であるため。
			使用済燃料等の漏出防止機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスクが対象であるため。
			流体汚染物の汚染がない管への逆流防止機能	(該当なし)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続しない。
			液体汚染物の施設外への漏出防止機能	廃棄物貯蔵室 (堰)	C	設備	既設	○	○	—	②-2	○	○	液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の出入口には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること
			廃棄物貯蔵施設からの液体汚染物の漏出防止機能	廃棄物貯蔵室 (床及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗装)	C	設備	既設	○	○	—	②-2	○	○	液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設内部の床面及び壁面は、エポキシ樹脂系塗料による塗装をすることにより液体状の使用済燃料によって汚染された物が漏えいし難いものとする。
			放射性固体廃棄物処理施設における放射性物質の散逸等防止機能。	該当なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	平常時に固体廃棄物の発生はないことから、固体廃棄物処理設備は設置しないため
			放射性固体廃棄物の貯蔵施設は、使用済燃料貯蔵施設から発生する放射性固体廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計であること。	放射性固体廃棄物の汚染拡大防止機能	ドラム缶、ステンレス製の密封容器	—	運用	新設	○	○	—	×	×	ドラム缶（JIS規格品）、ステンレス製の密封容器に保管廃棄することにより汚染の拡大防止をする。
				放射性固体廃棄物の漏出防止機構	廃棄物貯蔵室 (床及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗装)	C	設備	既設	○	○	○2	○	○	廃棄物貯蔵室の床、壁の一部をエポキシ樹脂系塗料による塗装をすることにより汚染の拡大を防止する。
				津波襲来時の放射性固体廃棄物の漂流防止機能	漂流防止策 (漂流防止金具、ネット、パレット)	C	設備	新設	○	○	△	×	×	仮想的な大規模津波により廃棄物が流出することを防ぐことにより汚染拡大を防止する。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (①, ②-1, ②- ②, ③, ー)*2	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第7条 火災等による損傷の 防止 ／ 第12条 火災等による損傷の 防止	(火災等による損傷の防止) 第七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。 二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。 【解釈】 1 第7条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたものであること。 二 使用済燃料貯蔵施設は、火災及び爆発の拡大を防止するために、火災及び爆発を検知するための設備、警報 設備、消火設備等が設けられているとともに、火災及び爆発の発生による影響低減のための措置を講じた設計であること。	(火災等による損傷の防止) 第十二条 1 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。）が設置されたものでなければならない。 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。 【解釈】 なし	火災及び爆発の感知及び消火 (火災感知設備（故障等による基本的安全機能への支障なし）)	火災感知設備（自動火災報知設備） ・光電式分離型感知器 ・光電式スポット型感知器 ・差動式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、警報設備が設置されたものでなければならない。警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
			動力消防ポンプ	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。	
			火災及び爆発の感知及び消火 (消火設備（故障等による基本的安全機能への支障なし）)	消火器（使用済燃料貯蔵建屋内） ・粉末（ABC）消火器 ・大型粉末消火器 ・化学泡消火器	C	設備	既設※	×	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 ※化学泡消火器は新設、それ以外は既設
			防火水槽	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	×	○	安全機能の直接要求（火災又は爆発の影響を受けることにより基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備が設置されたものでなければならない。消火設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。	
			自衛消防隊	－	運用	－	－	○	－	－	○	－	使用済燃料貯蔵施設における火災発生時には消火活動を行うため、自衛消防隊を組織する。	
	(火災等による損傷の防止) 第七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。 三 火災及び爆発の影響を軽減すること。 【解釈】 1 第7条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたものであること。 三 使用済燃料貯蔵施設は、火災及び爆発の拡大を防止するために、火災及び爆発を検知するための設備、警報 設備、消火設備等が設けられているとともに、火災及び爆発の発生による影響低減のための措置を講じた設計であること。	(火災等による損傷の防止) 第十二条 3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。 【解釈】 なし	火災及び爆発の影響軽減 (防火壁その他の適切な防護措置)	防火シャッター	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	×	○	安全機能の直接要求（必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
			防火扉	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。	
			コンクリート壁	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上	
	(火災等による損傷の防止) 第七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。 一 火災及び爆発の発生を防止すること。 【解釈】 1 第7条の規定の適用に当たっては、以下の措置を適切に組み合わせたものであること。 一 使用済燃料貯蔵施設は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計であること。 二 使用済燃料貯蔵施設において可燃性物質を使用する場合は、火災及び爆発の発生を防止するため、着火源の排除、異常な温度上昇の防止対策、可燃性物質の漏えい防止及び漏れ込み防止対策等の措置を講じた設計であること。	(火災等による損傷の防止) 第十二条 3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。 【解釈】 なし	火災及び爆発の発生防止 (落雷による火災の発生防止)	棟上導体（避雷設備）	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（落雷による火災の発生防止）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
			火災及び爆発の発生防止 (着火源の排除)	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	着火源となる火花を発生する設備はないため、適合性確認対象設備はない。	
			火災及び爆発の発生防止 (異常な温度上昇の防止対策)	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	高温の設備で異常な温度上昇の防止対策を必要とする設備は設置しないため、適合性確認対象設備はない。	
			火災及び爆発の発生防止 (可燃性物質の漏えい防止及び漏れ込み防止対策)	搬送台車	B（S _g ）	設備	既設	○	○	○1	②-1	○	○	安全機能の直接要求（可燃性物質の漏えい防止及び漏れ込み防止対策）に対応する設備があるため、適合性確認対象設備となる。
			金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。	
			貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②-1	○	○	同上	
			受入れ区域天井クレーン	B（S _g ）	設備	既設	○	○	○1	②-1	○	○	同上	
			搬送台車	B（S _g ）	設備	既設	○	○	○1	②-1	○	○	同上	
			仮置架台	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上	
			たて起こし架台 ・たて起こし架台 ・衝撃吸収材	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上	
			検査架台	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上	
			圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽（安全弁） ・除湿装置（前・後フィルタ） ・配管	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	×	○	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。	
			蒸気圧力監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上	
			表面温度監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上	
			給排気温度監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上	

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (③, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)*2	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
			火災及び爆発の発生防止 (可能な限り不燃性又は難燃性材 料を使用)	代替計測用計測器 ・圧力検出器（蓋間圧力の代替計測用） ・非接触式可搬型温度計（表面温度の代替計測用） ・温度検出器（給排気温度の代替計測用）	C	設備	新設	○	○	◇	③	×	×	同上
				漏えい検知器	C	設備	既設	×	ー	□	ー	○	×	安全機能の直接要求（安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備ではないため、適合性確認対象設備ではないが、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
				廃棄物貯蔵室	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
				エリアモニタリング設備 ・ガンマ線エリアモニタ ・中性子線エリアモニタ ・放射線の情報を表示する設備（事務建屋とチェックポイント）	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 ・モニタリングポスト（NaIシンチ、電離箱、 ³ He比例計数管） ・モニタリングポイント ・積算線量計	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋 ・遮蔽ローバ ・遮蔽扉	B（S _B ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	同上
				常用電源設備 (予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む回路となる範囲)	C	設備	改造	×	ー	◇	③	×	×	安全機能の直接要求（安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備ではないため、適合性確認対象設備ではないが、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
				無停電電源装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
				電源車	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	×	○	同上
				共用無停電電源装置	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	×	○	同上
				据置発電機	C	設備	既設	○	ー	□	ー	×	×	安全機能の直接要求（安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備ではないため、適合性確認対象設備ではないが、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。
				軽油貯蔵タンク (地下式)	C	設備	新設	×	○	○2	②-2	×	○	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
				通信連絡設備 ・社内電話設備 ・送受話器 ・警報装置 ・衛星携帯電話 ・無線連絡設備 ・加入電話設備	C	設備	既設※	×	○	◇	③	×	×	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 ※送受話器は新設、それ以外は既設
				安全避難用扉（安全避難通路の扉）	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
				誘導灯 ・通路誘導灯 ・避難口誘導灯 ・保安灯	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				動力消防ポンプ	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				消火器 ・粉末（ABC）消火器 ・大型粉末消火器 ・化学泡消火器	C	設備	既設※	×	○	○2	②-2	○	○	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。 ※化学泡消火器は新設、それ以外は既設
				防火水槽	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	×	○	安全機能の直接要求（可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
				火災感知設備（自動火災報知設備） ・光電式分離型感知器 ・光電式スポット型感知器 ・差動式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				防火シャッター	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	×	○	同上
				防火扉	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				コンクリート壁	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				棟上導体（避雷設備）	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				人の不法な侵入等防止設備	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
				受入れ区域架構鉄骨緩衝材	ー	設備	新設	ー	ー	□	ー	×	×	安全機能の直接要求（安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。）に対応する設備ではないため、適合性確認対象設備ではないが、津波対応のために更なる信頼性向上の観点から設置する設備であり、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがある設備として、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用する。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ②-2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第13条 安全機能を有する施設 ／ 第13条 安全機能を有する施設	(安全機能を有する施設) 第十三条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないものでなければならない。 2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。 【解釈】 第13条 (安全機能を有する施設) 1 第1項に規定する「安全性を損なわないもの」とは、当該使用済燃料貯蔵施設以外の原子力施設との間、又は当該使用済燃料貯蔵施設内で共用するものについて、その機能、構造等から判断して、共用によって当該使用済燃料貯蔵施設の安全性に支障を来さないものをいう。 2 第2項に規定する「当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるもの」とは、以下の設計をいう。 一 設計貯蔵期間を通じて、金属キャスクの基本的安全機能を確認するための検査及び試験並びに同機能を維持するために必要な保守及び修理ができるようになっていること。また、金属キャスクを当該使用済燃料貯蔵施設 外へ搬出するために必要な確認ができるようになっていること。 二 金属キャスク取扱設備 (使用済燃料貯蔵施設内において金属キャスクの移送等の取扱いに供される設備のことをいう。以下同じ。)は、動作中に金属キャスクの基本的安全機能を損なうことがないよう、必要な検査、修理等ができるようになっていること。	(安全機能を有する施設) 第十三条 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	・安全機能確認のための検査、試験の要求 ・安全機能維持のための保守、修理の要求	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	基本的安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②-1	○	○	同上
				受入れ区域天井クレーン	B (S _S)	設備	改造	○	○	○1	②-1	○	○	同上
				搬送台車	B (S _S)	設備	既設	○	○	○1	②-1	○	○	同上
				仮置架台	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				たて起こし架台 ・たて起こし架台 ・衝撃吸収材	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				検査架台	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽 (安全弁) ・除塵装置 (前・後フィルタ) ・配管	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	×	○	同上
				蓋間圧力監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				表面温度監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				給排気温度監視装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				代替計測用計測器 ・圧力検出器 (蓋間圧力の代替計測用) ・非接触式可搬型温度計 (表面温度の代替計測用) ・温度検出器 (給排気温度の代替計測用)	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	同上
				漏えい検知器	C	ー	既設	×	ー	□	ー	○	×	廃棄物貯蔵室から液体放射性廃棄物の著しい漏えいの発生がないため自主設備とする。
				廃棄物貯蔵室	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				廃棄物密封容器 ・ドラム缶 ・ステンレス製等の密封容器	ー	運用	新設	○	○	ー	ー	×	×	ドラム缶は廃棄体である。 ステンレス容器は、発生時に申請するため今回は申請対象外
				エリアモニタリング設備 ・ガンマ線エリアモニタ ・中性子線エリアモニタ	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 ・モニタリングポスト (NaIシンチ、電離箱、 ³ H比例計数管)	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				モニタリングポイント	C	設備	既設	○	○	◇	③	○	×	同上
				放射線サーベイ機器	C	運用	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				放射線サーベイ機器 (代替計測用)	C	運用	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				出入管理設備 (入退域管理装置)	C	運用	既設	○	○	ー	③	×	×	同上
				個人管理用設定設備 (個人線量計)	C	運用	既設	○	○	ー	③	×	×	同上

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
				使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋 ・遮蔽ルーフ ・遮蔽扉	B (S _S)	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	基本的安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				常用電源設備 (予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲)	C	設備	改造	×	○	◇	③	×	×	安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				無停電電源装置	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	同上
				電源車	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	×	○	同上
				共用無停電電源装置	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	×	○	安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				据置発電機	－	設備	既設	×	－	□	－	×	×	無停電電源装置の供給可能な時間を超える外部電源喪失時に、据付発電機から、無停電電源装置を経由して監視設備その他必要な設備に電気を供給するのに必要な容量を有するが、据付発電機は厳冬期の運転ができないため、自主設備とし、設工認申請対象外の設備とする。
				軽油貯蔵タンク (地下式)	C	設備	新設	×	○	○2	②-2	×	○	安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				通信連絡設備 ・社内電話設備 ・送受話器 ・警報装置 ・衛星携帯電話 ・無線連絡設備 ・加入電話設備	C	設備	送受話器は 新設、 それ以外は 既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				安全避難用扉	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				誘導灯 ・通路誘導灯 ・避難口誘導灯 ・保安灯	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				動力消防ポンプ	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				消火器 ・粉末（ABC）消火器 ・大型粉末消火器 ・化学泡消火器	C	設備	化学消火器 は新設、 それ以外は 既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				防火水槽	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	×	○	同上
				火災感知設備 ・光電式分離型感知器 ・光電式スポット型感知器 ・差動式スポット型感知器 ・火災受信機 ・表示機	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				防火シャッター	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	×	○	同上
				防火扉	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				コンクリート壁	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				棟上導体（避雷設備）	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	○	○	同上
				人の不法な侵入等防止設備 ・柵 ・鉄筋コンクリート造りの壁 ・探知設備	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	同上
				受入れ区域架構鉄骨緩衝材	－	設備	新設	－	－	－	－	×	×	金属キャスクへの衝突を想定して、受入れ区域屋根の架構鉄骨に対し影響緩和措置を講じるため自主設備とする。
				予備緊急時対策所・資機材保管庫	－	設備	新設	－	－	－	－	×	×	津波襲来後の活動に必要な対策の自主設備とする。
		2. 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないように設置されたものでなければならない。 【解釈】 なし	他の原子力施設と共用 又は 使用済燃料貯蔵施設内の共用	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○、×)	条文要求事項に 対して必須の設備、運用か (○、－)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎、○1、○2、◇、△、□、－)	機器グループ (①、②－1、②－2、③、－)*2	既設工認に記載 されているか (○、×)	要目表作成対象 設備か (○、×)	備 考
第15条 金属キャスク ／ 第14条 材料及び構造	(金属キャスク) 第十五条 使用済燃料貯蔵施設には、金属キャスクを設けなければならない。 2 金属キャスクは、当該金属キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保するものでなければならない。 【解釈】 第15条 (金属キャスク) 1 第2項に規定する「当該金属キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保するもの」とは、基本的安全機能を維持する上で重要な金属キャスクの構成部材について、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境 及びその環境下での腐食、クリープ、応力腐食割れ等の経年変化に対して十分な信頼性のある材料を選定し、その必要とされる強度、性能を維持し、必要な安全機能を失うことのない設計とすることをいう。	(材料及び構造) 第十四条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十三条の九第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、次に掲げるところによるものであること。 イ 容器等が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分（使用中の応力その他の使用条件に対する適切な耐食性を含む。）を有すること。 ロ 使用済燃料等を閉じ込めるための容器（以下この項において「密封容器」という。）に使用する材料にあつては、当該密封容器が使用される圧力、温度、放射線、荷重その他の使用条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。 ハ 管及び支持構造物に使用する材料にあつては、当該管及び支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験その他の評価方法により確認したものであること。 ニ 有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 【解釈】 1 第1項第1号ロ及びハの適切な破壊じん性を有することの確認において、板厚の薄い材料や脆性破壊が問題とならないことが明白な材料については機械試験による確認に代えて寸法や材質により確認することができる。	経年変化を考慮した使用済燃料の健全性を確保	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	金属キャスクが対象であるため。
		使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有する材料	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものと定められている。 金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため。	
		貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②－1	○	○	容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものと定められている。貯蔵架台は基本的安全機能を有する設備である金属キャスクの支持構造物のため。		
		金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	密封容器が対象であり、技術基準における密封容器は使用済燃料等を閉じ込めるための容器と定められている。金属キャスクは使用済燃料等を閉じ込めるための容器であるため。		
		貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②－1	×	○	管及び支持構造物が対象であり、貯蔵架台は金属キャスクの支持構造物であるため。		
		金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものと定められている。 金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため。		
		貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②－1	○	○	容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものと定められている。貯蔵架台は基本的安全機能を有する設備である金属キャスクの支持構造物のため。		
		二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 取扱い時及び貯蔵時において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 密封容器にあつては、破断延性限界に十分な余裕を有し、金属キャスクに要求される機能に影響を及ぼさないこと。また、閉じ込め機能（事業許可基準規則第二条第二項第三号ハに規定する閉じ込め機能をいう。）を担保する部位（ハにおいて「密封シール部」という。）については、変形を弾性域に抑えること。 ハ 密封容器にあつては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。また、密封シール部については、変形を弾性域に抑えること。 ニ 密封容器及び支持構造物にあつては、取扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生じないこと。 ホ 取扱い時及び貯蔵時において、座屈が生じないこと。 【解釈】 2 第1項第2号イに規定する「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、構造上の全体的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに対しても十分な構造強度を有することをいう。 3 第1項第2号イ及びロの適用に当たっては、解析により以下を確認すること。 （1）イの「全体的な変形を弾性域に抑える」とは、一般部に加え、構造不連続部にあつても塑性変形を許容しないこと。 （2）ロの「破断延性限界に十分な余裕を有し」とは、箇所の限定なしに塑性変形が生ずることを許容するが、構造体の著しい機能喪失に至るような塑性変形は許容しないこと。	全体的な変形を弾性域に抑える構造、強度	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものと定められている。 金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であり、貯蔵架台は金属キャスクの支持構造物であるため。
		破断延性限界に十分な余裕を有し、金属キャスクに要求される機能に影響を及ぼさない構造、強度かつ密封シール部が変形を弾性域に抑える構造、強度	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	密封容器及び密封シール部に対する技術基準要求であり金属キャスクが対象。	
		試験状態において、全体的な塑性変形が生じない構造、強度かつ試験状態において、密封シール部の変形を弾性域に抑える構造、強度	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	同上	
		容器等が、取扱い時及び貯蔵時において、疲労破壊が生じない構造、強度	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	密封容器が対象であり、技術基準における密封容器は使用済燃料等を閉じ込めるための容器と定められている。金属キャスクは使用済燃料等を閉じ込めるための容器であるため。	
		貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②－1	○	○	支持構造物が対象であり、貯蔵架台は金属キャスクの支持構造物であるため。		

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
		三 密封容器の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを、非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。 【解釈】 4 第1項第3号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」とは、次の各号に掲げる容器又は管の溶接部をいう。 （1） 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径61mm（最高使用圧力が98kPa 未満の管にあっては、100mm）を超える管であって、その内包する放射性物質の濃度が37mBq/cm3（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm3）以上のもの （2） 使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径150mm 以上の管であって、その内包する放射性物質の濃度が37mBq/cm3（3 その内包する放射性物質が液体中にある場合は、37kBq/cm3）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの イ 水用の容器又は管であって、最高使用温度が100℃未満のものについては、最高使用圧力1,960kPa ロ イに掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力98kPa 以上 ハ イに掲げる管以外の管については、最高使用圧力980kPa（長手継手の部分にあっては、490kPa） 5 第1項第3号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、溶接部の設計において、溶接部の開先等の形状に配慮し、鋭い切欠き等の不連続で特異な形状でないものをいう。 6 第1項第3号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、溶接後の非破壊試験において割れがないことに加え、溶接時の有害な欠陥により割れが生ずるおそれがないことをいう。 7 第1項第3号ロに規定する「非破壊試験」とは、放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等をいう。 8 第1項第3号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、母材と同等以上の機械的強度を有するものであることをいう。 9 第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第2項の規定に適合する耐圧試験及び漏えい試験は、次に掲げる規定のいずれかに適合したものをいう。 （1）日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012 年版）（JSME S NC1-2012）」（以下「設計・建設規格」という。）、日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格（2012 年版）（JSME S NJ1-2012）」（以下「材料規格」という。）、日本機械学会「発電用原子力設備規格溶接規格（2012 年版（2013 年版を含む。）」（JSME S NB1-2012/2013）（以下「溶接規格」という。）及び日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格金属キャスク構造規格（2007 年版）（JSME S FA1-2007）」（以下「金属キャスク構造規格」という。）の規定に、「金属キャスクの材料及び構造について（別記）」の要件を付したものの （2）金属キャスク構造規格の規定に、「金属キャスクの材料及び構造について（別記）」の要件を付したものの ＜（別記）は最下段に記載＞	容器等が取扱い時及び貯蔵時において、座屈が生じない構造、強度	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものと定められている。金属キャスクは基本的安全機能を有する設備であるため。
			貯蔵架台	S	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	容器等が対象であり、技術基準規則における容器等は、使用済燃料貯蔵施設に属する容器、管及びこれらの支持構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものと定められている。貯蔵架台は基本的安全機能を有する設備である金属キャスクの支持構造物のため。	
			密封容器の主要な耐圧部の溶接部が不連続で特異な形状でない溶接	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	密封容器の主要な耐圧部の溶接部が対象であり、金属キャスクは当該溶接部を有するため。
			溶接部が、溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを、非破壊試験により確認された溶接	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	同上
			溶接部が、適切な強度を有する溶接	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	同上
			溶接部が、機械試験その他の備方法により適切な溶接施工法、及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認された溶接	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	×	○	同上
		2 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいのないこと	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で重要なものが対象であり、金属キャスクはこれに該当するため。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
		別記 金属キャスクの材料及び構造について 使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「技術基準規則」という。）第14条第1項第1号から第3号までの規定に適合する材料及び構造並びに第2項の規定に適合する耐圧試験及び漏えい試験は、以下の（1）又は（2）のとおりとする。 （1）設計・建設規格、材料規格及び溶接規格並びに金属キャスク構造規格による場合 （略） （2）金属キャスク構造規格による場合 密封容器、バスケット、トランシオン及び中間胴の材料及び構造並びに密封容器の耐圧試験及び漏えい試験については、金属キャスク構造規格（前表「金属キャスク構造規格正誤表一覧」に示す正誤表を含む。）に、次の1）から4）までの要件を付したものであること。なお、技術基準規則の施行前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）により認可を受けた仕様は、次の1）から4）までの要件を付した金属キャスク構造規格と同等とみなすことができる。 1）溶接検査の開先検査において、密封容器に係る継手区分Aから継手区分Dまでの溶接部又はクラッド溶接による溶接部の開先面は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行い、これに適合するものでなければならない。ただし、圧延又は鍛造によって作られた母材であって、厚さが50mm以下のものは、この限りでない。 2）溶接規格「N－0030溶接施工法」（1）及び「N－0050溶接士」（1）の「又はこれと同等と認められるもの」とは、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもの又は溶接安全管理審査等で確認を受けたもの等をいう。なお、技術基準規則の施行前に法において適用する他の規則により認可を受けたもので、有効期限の制約が無い自動溶接機を用いる溶接士の有効期限は、技術基準規則の施行日から10年とする。 3）溶接規格「N－0030溶接施工法」（2）の「クラス1機器」とあるのは「密封容器」に読み替える。 4）溶接設備は、溶接規格「N－0040溶接設備」によること。 5）次の①及び②の規定は、適用除外とする。 ① 添付3－3 バスケット材としてアルミニウム合金およびボロン添加アルミニウム合金を使用する場合の規定 ② 添付3－4 バスケット材としてボロン添加ステンレス鋼を使用する場合の規定												

設備リスト														
事業許可基準規則／技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備／運用	既設／改造／新設	事業許可添付六での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に対して必須の設備、運用か (○, ー)	設備の要求事項の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ②ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載されているか (○, ×)	要目表作成対象設備か (○, ×)	備 考
第16条 使用済燃料の受入施設 ／ 第16条 搬送設備及び受入設備	(使用済燃料の受入施設) 第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れ時において基本的安全機能を確保することができる使用済燃料の受入施設を設けなければならない。 【解釈】 第16条 (使用済燃料の受入施設) 1 第16条に規定する「基本的安全機能を確保することができる」とは、金属キャスクの移動に対して、例えば、金属キャスク取扱設備の金属キャスク落下防止対策、金属キャスク相互の衝突防止対策等が講じられていること をいう。	(搬送設備及び受入設備) 第十五条 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。	金属キャスクの搬送	搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	基本的安全機能を有する施設に該当し、検査又は試験及び保守又は修理を可能とする要求事項を満たす必要があるため。
				受け入れ区域天井クレーン	B	設備	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	
			基本的安全機能を確保	受入れ区域天井クレーン	B	設備	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
			落下防止対策	受入れ区域天井クレーン	B	設備	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				受入れ区域天井クレーン	B	設備／運用	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
			金属キャスク相互の衝突防止対策	搬送台車	B	設備／運用	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				受入れ区域天井クレーン	B	設備	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
			金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するもの	搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				圧縮空気供給設備 ・空気圧縮機 ・空気貯槽（安全弁） ・除湿装置（前・後フィルタ） ・主配管	C	設備	既設	○	○	○2	②ー2	×	○	同上
				仮置架台	C	設備	改造	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				たて起こし架台 ・たて起こし架台 ・衝撃吸収材	C	設備	改造	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				検査架台	C	設備	改造	○	○	○2	②ー2	○	○	同上
				受入れ区域天井クレーン	B	設備	改造	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
			動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持	搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上
				搬送台車	B	設備	既設	○	○	○1	②ー1	○	○	同上

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ② -2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第6条 除熱 ／ 第16条 除熱	(除熱) 第6条 使用済燃料貯蔵施設は、動力を用いなくて使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去できるものでなければならない。 【解釈】 第6条(除熱) 1 第6条に規定する「崩壊熱を適切に除去できるもの」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料の温度を、被覆管のクリープ破損及び被覆管の機械的特性の低下を防止する観点から制限される値以下に維持できる設計であること。 二 金属キャスクの温度を、基本的安全機能を維持する観点から制限される値以下に維持できる設計であること。 三 貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵施設において金属キャスク等を収納する建物をいう。以下同じ。）は、金属キャスクの除熱機能を阻害しない設計であること。また、貯蔵建屋の給排気口は積雪等により閉塞しない設計であること。 四 使用済燃料を金属キャスクに収納するに当たっては、除熱機能に関する評価で考慮した使用済燃料の燃焼度に応じた配置の条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられること。	(除熱) 第16条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去するように設置されたものでなければならない。 【解釈】 なし	使用済燃料の温度制限機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスクに対する要求であるため。
			金属キャスクの温度制限機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	同上
			金属キャスクの除熱維持機能	使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋 ・遮蔽ルーフ ・遮蔽扉	B (S _g)	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	安全機能の直接要求（金属キャスクの除熱機能を阻害しないこと。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
			除熱経路の閉塞防止機能	使用済燃料貯蔵建屋 ・使用済燃料貯蔵建屋 ・遮蔽ルーフ ・遮蔽扉	B (S _g)	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	安全機能の直接要求（給排気口は積雪等により閉塞しないこと。）に対応する設備であるため、適合性確認対象設備となる。
			燃焼度に応じた配置制限措置	金属キャスク	S	運用	既設	○	○	◎	①	×	○	金属キャスクへの燃料収納に対する措置要求のため
			使用済燃料等の崩壊熱除去機能	金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	金属キャスクに対する要求であるため。

設備リスト

事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備／運用	既設／改造／新設	事業許可添付六での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に対して必須の設備、運用か (○, ー)	設備の要求事項の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ②ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載されているか (○, ×)	要目表作成対象設備か (○, ×)	備 考
第17条 計測制御系統施設 第17条 計測制御系統施設	【計測制御系統施設】 第十七条 使用済燃料貯蔵施設には、基本的安全機能のうち閉じ込め機能及び除熱機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。 【解釈】 第17条 （計測制御系統施設） 1 第1項に規定する「適切に監視することができる」とは、以下の設計をいう。 三 使用済燃料及び金属キャスクの 温度が制限される値以下に維持されていることを評価するために必要なデータを測定等により取得できること。	【計測制御系統施設】 第十七条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度	使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度を計測する機能	表面温度監視装置 （温度検出器）	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	温度検出器にてキャスクの表面温度を計測するため、要求機能を満たす。
				表面温度監視装置 （表示・警報装置）（記録含む） （各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。）	C	設備	既設（取替）	○	○	○2	②-2	○	○	温度検出器にてキャスクの表面温度を計測し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。
				表面温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合、代替でキャスクの表面温度を計測する機能	C	運用	新設	×	○	◇	③	×	×	※浸水を想定した活動に必要な設備（様式-2 第8条津波による損傷防止関連） 表面温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合に、代替の可搬型温度計にてキャスクの表面温度を計測するため、要求機能を満たす。
	【解釈】 第17条 （計測制御系統施設） 1 第1項に規定する「適切に監視することができる」とは、以下の設計をいう。 一 蓋部が有する閉じ込め機能を監視できること。	二 使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部（蓋を溶接する場合を除く。）の圧力	金属キャスク蓋部の密封性の監視のため、蓋部の圧力を計測する機能	蓋間圧力監視装置 （圧力検出器）	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	圧力検出器にてキャスクの蓋間圧力を計測するため、要求機能を満たす。
				蓋間圧力監視装置 （表示・警報装置）（記録含む） （各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。）	C	設備	既設（取替）	○	○	○2	②-2	○	○	圧力検出器にてキャスクの蓋間圧力を計測し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。
				蓋間圧力監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合、代替でキャスクの蓋間圧力を計測する機能	C	運用	新設	×	○	◇	③	×	×	※浸水を想定した活動に必要な設備（様式-2 第8条津波による損傷防止関連） 蓋間圧力監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合に、代替の圧力検出器にてキャスクの蓋間圧力を計測するため、要求機能を満たす。
	【解釈】 第17条 （計測制御系統施設） 1 第1項に規定する「適切に監視することができる」とは、以下の設計をいう。 二 貯蔵建屋内の雰囲気温度が異常に上昇していないことを監視できること。	三 使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度	使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度を計測する機能	給排気温度監視装置 （温度検出器）	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	温度検出器にて給排気温度を計測するため、要求機能を満たす。
				給排気温度監視装置 （表示・警報装置）（記録含む） （各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。）	C	設備	既設（取替）	○	○	○2	②-2	○	○	温度検出器にて給排気温度を計測し、表示装置で監視するため、要求機能を満たす。
				給排気温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合、代替で給排気温度を計測する機能	C	運用	新設	×	○	◇	③	×	×	※浸水を想定した活動に必要な設備（様式-2 第8条津波による損傷防止関連） 給排気温度監視装置が機能喪失し直接計測が困難な場合に、代替の温度検出器にて給排気温度を計測するため、要求機能を満たす。
	2 使用済燃料貯蔵施設には、安全設計上想定される事故により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、第十九条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。	2 使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の喪失、誤動作その他の要因により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の外部放射線に係る線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	金属キャスク表面温度に異常が生じた際に検知し警報を発報する機能	表面温度監視装置 （温度検出器）	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	キャスク本体の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、温度検出器にて表面温度を測定するため、要求機能を満たす。
				表面温度監視装置 （表示・警報装置）（記録含む） （各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。）	C	設備	既設（取替）	○	○	○2	②-2	○	○	キャスク本体の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、温度検出器にて表面温度を測定し、表示装置にて警報を発するため、要求機能を満たす。
			金属キャスクの蓋間圧力に異常が生じた際に検知し警報を発報する機能	蓋間圧力監視装置 （圧力検出器）	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	キャスク本体の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、圧力検出器にて蓋間圧力を測定するため、要求機能を満たす。
				蓋間圧力監視装置 （表示・警報装置）（記録含む） （各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。）	C	設備	既設（取替）	○	○	○2	②-2	○	○	キャスク本体の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、圧力検出器にて蓋間圧力を測定し、表示装置にて警報を発するため、要求機能を満たす。
			使用済燃料貯蔵建屋給排気温度に異常が生じた際に検知し警報を発報する機能	給排気温度監視装置 （温度検出器）	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	キャスク本体の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、温度検出器にて給排気温度を測定するため、要求機能を満たす。
				給排気温度監視装置 （表示・警報装置）（記録含む） （各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。）	C	設備	既設（取替）	○	○	○2	②-2	○	○	キャスク本体の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、温度検出器にて給排気温度を測定し、表示装置にて警報を発するため、要求機能を満たす。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備。運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
			外部放射線に係る線量当量を検知する機能	エリアモニタリング設備 (ガンマ線エリアモニタ) (線量当量を線量当量率で代行する)	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	ガンマ線エリアモニタにて、線量当量率を測定して線量当量率の上昇を検知するため、要求機能を満たす。
				エリアモニタリング設備 (中性子線エリアモニタ) (線量当量を線量当量率で代行する)	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	中性子線エリアモニタにて、線量当量率を測定して線量当量率の上昇を検知するため、要求機能を満たす。
			警報を発報する機能	エリアモニタリング設備 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気 温度監視装置の表示・警報装置で代表する。)	C	設備	既設 (取替)	○	○	○2	②-2	○	○	ガンマ線及び中性子線エリアモニタにて、線 量当量率を測定して線量当量率の上昇を検知 し、表示装置で監視するため、要求機能を満 たす。
			液体状の放射性物質の漏えいを検知する機能	漏えい検知装置 (廃棄物貯蔵室)	C	設備	既設	×	ー	□	ー	○ ※	×	廃棄物貯蔵室から液体放射性廃棄物の著しい 漏えいの発生はないため、自主設備とし、設 工認申請対象外とする。 ※：既工認申請で認可済みであるが、今回工 認で自主設備に変更する。
			警報を発報する機能	漏えい検知装置 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気 温度監視装置の表示・警報装置で代表する。)	C	設備	既設 (取替)	×	ー	□	ー	ー	×	廃棄物貯蔵室から液体放射性廃棄物の著しい 漏えいの発生はないため、自主設備とし、設 工認申請対象外とする。
		記載なし	空間線量率を監視する機能	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 NaI (Tl) シンチレーション検出器	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	NaI (Tl) シンチレーション検出器で、低レン ジの空間線量率を監視するため、要求機能を 満たす。
				電離箱	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	電離箱で、高レンジの空間線量率を監視する ため、要求機能を満たす。
			線量当量率を監視する機能	³ He比例計数管	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	³ He比例計数管で、線量当量率を監視するた め、要求機能を満たす。
			警報を発報する機能	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気 温度監視装置の表示・警報装置で代表する。)	C	設備	既設 (取替)	○	○	○2	②-2	○	○	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 にて線量を測定し、表示装置で監視し警報を 発報するため、要求機能を満たす。
		【解釈なし】												

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ② -2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考		
第19条 放射線管理施設 ／ 第18条 放射線管理施設	(放射線管理施設) 第十九条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設 けなければならない。 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び 管理する設備を設けること。 二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視 し、及び測定する設備を設けること。 【解釈】 第19条 (放射線管理施設) 1 第19条に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視 及び管理するため の施設であって、放射線業務従事者の出入管理、汚染 管理、除染等を行う施設及び放射線業務従事者等の個人被ばく管理に必 要な線量計等の機器をいう。 2 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の 濃度及び線量を監視し、及び測定する」とは、次のことをいう。 一 平常時には使用済燃料貯蔵施設の周辺監視区域周辺において、事故 時には放射線源、放出点、使用済燃料貯蔵施設周辺、予想される放射 性物質の放出経路等において放射線量並びに放射性物質の濃度及び量を 監視及び測定 すること。 二 平常時において環境に放出される気体・液体廃棄物の監視及び測定 については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定 に関する指針」(昭和53年9月29日原子力委員会決定)を参考とす ること。 三 事故時における監視 及び測定 については、「発電用軽水型原子炉 施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」(昭和56年7月 23日原子力安全委員会決定)を参考とすること。	(放射線管理施設) 第十八条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設 けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測 することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代える ことができる。 一 使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員 会の定める線量当量率	側壁における線量当量率計測	エリアモニタリング設備 ・ガンマ線エリア放射線モニタ ・中性子線エリア放射線モニタ	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	エリアモニタリング設備は、放射性遮蔽物の 側壁における線量当量率を計測するための設 備である。		
				エリアモニタリング設備 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気 温度監視装置の表示・警報装置で代表する。)	C	設備	既設 (取替)	○	○	○2	②-2	○	○	同上		
				放射線サーベイ機器【代替計測用】 (電離箱サーベイメータ、シンチレーションサーベイ メータ、中性子線用サーベイメータ)	C	運用	既設	○	○	◇	③	×	×	代替計測用の放射線サーベイ機器(電離箱 サーベイメータ、シンチレーションサーベ イメータ、中性子線用サーベイメータ)は、津 波やエリアモニタリング設備故障時に、エリ アモニタリング設備の代替として管理区域内 の線量当量率を計測するための設備である。 (エリアモニタの設置箇所が高い位置で放射 線サーベイ機器では計測できないことから、 貯蔵建屋内の定期的に測定している場所での 計測で、代替とする。)		
			二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放 射性物質の濃度	排気中の放射性物質の濃度計測	該当なし	—	—	—	×	—	—	—	—	×	×	気体放射性廃棄物の廃棄処理施設は設けず、 排気口を設置しないため、該当なし
			三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放 射性物質の濃度	排水中の放射性物質の濃度計測	該当なし	—	—	—	×	—	—	—	—	×	×	液体放射性廃棄物の廃棄処理施設は設けず、 排水口を設置しないため、該当なし
			四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量 当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物 の表面の放射性物質の密度	管理区域における線量当量計測	エリアモニタリング設備(ガンマ線エリア放射線モニ タ、中性子線エリア放射線モニタ) (側壁における線量 当量を線量当量率で間接的に計測する)	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	○	エリアモニタリング設備は、管理区域におけ る線量当量を、側壁における線量当量率で代 行して計測するための設備である。
					積算線量計(貯蔵建屋管理区域内 計4か所)	—	運用	既設	×	○ (貯蔵規則)	—	—	×	×	積算線量計(貯蔵建屋管理区域内 計4か 所)は、管理区域内の線量当量を計測するた めの設備である。 貯蔵規則第27条(記録)の要求により設置す る。管理は保安規定にて定める。	
					放射線サーベイ機器 (電離箱サーベイメータ、シンチレーションサーベ イメータ、中性子線用サーベイメータ) (線量当量を線量 当量率で間接的に計測する)	C	運用	既設	○	○	○2	②-2	○	○	放射線サーベイ機器(電離箱サーベ イメータ、シンチレーションサーベ イメータ、中性子線用サーベイメータ) (線量当量率で代行 する)は定期的、あるいは必要に応じて、管 理区域における線量当量を、線量当量率で代 行して計測するための設備である。	
			四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量 当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物 の表面の放射性物質の密度	空気中の放射性物質の濃度計測	放射線サーベイ機器(GM管サーベ イメータ)	C	運用	既設	○	○	○2	②-2	○	○	○	放射線サーベイ機器(GM管サーベ イメータ)は定期的に、あるいは必要に 応じて、管理区域における空気中の放射 性物質濃度を計測するための設備である。
					放射線サーベイ機器(ガスモニタ)	C	運用	既設	○	○	○2	②-2	○	○	放射線サーベイ機器(ガスモニタ)は定期的 に、あるいは必要に応じて、管理区域にお ける空気中の放射性物質濃度を計測するた めの設備である。	
			四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量 当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物 の表面の放射性物質の密度	汚染された物の表面の放射性物質 の密度測定	放射線サーベイ機器(GM管サーベ イメータ)	C	運用	既設	○	○	○2	②-2	○	○	○	放射線サーベイ機器(GM管サーベ イメータ)は定期的に、あるいは必要に 応じて、汚染された物の表面の放射 性物質の密度を計測するための設備 である。
			五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める 線量当量	周辺監視区域における放射線線量 当量を計測する。	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備(線量当量 を線量当量率で間接的に計測する) ・シンチレーション検出器 ・電離箱 ・ ³ He比例計数管	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	○	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 は、周辺監視区域における放射線線量当 量を、線量当量率で代行して計測するた めの設備である。
					周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気 温度監視装置の表示・警報装置で代表する。)	C	設備	既設 (取替)	○	○	○2	②-2	○	○	同上	
					モニタリングポイント	C	運用	既設	○	○	◇	③	○	×	モニタリングポイントは、周辺監視区域にお ける放射線線量当量を計測するための設 備である。	
					放射線サーベイ機器【代替計測用】 (電離箱サーベイメータ、シンチレーションサーベ イメータ、中性子線用サーベイメータ) (線量当量を線量 当量率で間接的に計測する)	C	運用	既設	×	○	◇	③	×	×	代替計測用の放射線サーベイ機器(シンチ レーションサーベ イメータ、電離箱サーベ イメータ、中性子線用サーベ イメータ)は、津 波や設備故障時に、周辺監視区域にお ける放射線線量当量を、線量当量率で代 行して計測するための設備である。	
					積算線量計(モニタリングポスト 計2か所)	—	運用	既設	×	○ (貯蔵規則)	—	—	×	×	積算線量計(モニタリングポスト 計2か 所)は、周辺監視区域における放射線線量 当量を計測するための設備である。 貯蔵規則第27条(記録)の要求により設 置する。管理は保安規定にて定める。	

設備リスト

事業許可基準規則 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (②, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
	三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。 【解釈】 3 第3号に規定する 「 必要な情報を適切な場所に表示する」とは、次のことをいう。 一 管理区域における放射線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、放射線業務従事者が安全に認識できる場所に表示できること。 二 監視 及び測定 される放射線量並びに放射性物質の濃度及び量又はそれらを換算して得られる被ばく線量を、従業者が安全に認識できる場所に表示できること。	2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち必要な情報を、適切な場所に表示できるように設置されたものでなければならない。	側壁の線量当量率を表示	エリアモニタリング設備 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。) (側壁における線量当量率を監視盤室と事務建屋に、表示する)	C	設備	既設 (取替)	○	○	○2	②-2	○	○	エリアモニタリング設備の表示・警報装置 (給排気温度監視装置で代表)は、側壁における線量当量率を監視盤室及び事務建屋に表示するための設備である。
			管理区域の線量当量を表示	エリアモニタリング設備 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。) (管理区域の線量当量を、線量当量率で間接的に計測して、監視盤室と事務建屋に、表示する)	C	設備	既設 (取替)	○	○	○2	②-2	○	○	エリアモニタリング設備の表示・警報装置 (給排気温度監視装置で代表)は、管理区域における線量当量を、線量当量率で代行して計測し、監視盤室及び事務建屋に表示するための設備である。
				チェックポイントにおいて、管理区域における線量当量率を表示する。 (管理区域における線量当量を、放射線サーベイ機器(電離箱サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、中性子線用サーベイメータ)を用いて線量当量率で間接的に計測し、表示する。)	—	運用	新設	×	○	△	—	×	×	チェックポイントにおいて、管理区域における線量当量(放射線サーベイ機器による線量当量率で代行を、管理区域に入域する者に対して、表示を行う。
				事務建屋において、管理区域における線量当量率を表示する。 (管理区域における線量当量を、放射線サーベイ機器(電離箱サーベイメータ、シンチレーションサーベイメータ、中性子線用サーベイメータ)で線量当量率で間接的に計測し、表示する。)	—	運用	新設	×	○	△	—	×	×	事務建屋において、管理区域における線量当量(放射線サーベイ機器による線量当量率で代行を、従業者(当社および協力企業社員)に対して、表示を行う。
			管理区域の空気中の放射性物質濃度を表示	チェックポイントにおいて、管理区域の空気中の放射性物質濃度を表示する。 (管理区域の空気中の放射性物質濃度を、ガスモニタ、GM管サーベイメータで計測し、表示する。)	—	運用	新設	×	○	△	—	×	×	チェックポイントにおいて、管理区域の空気中の放射性物質濃度管理区域に入域する者に対して、表示を行う。 ガスモニタは通常時は使用せず、事故時等の場合に使用する。
			管理区域の空気中の放射性物質濃度を表示	事務建屋において、管理区域の空気中の放射性物質濃度を表示する。 (管理区域の空気中の放射性物質濃度を、ガスモニタ、GM管サーベイメータで計測し、表示する。)	—	運用	新設	×	○	△	—	×	×	事務建屋において、管理区域の空気中の放射性物質濃度を、従業者(当社および協力企業社員)に対して、表示を行う。 ガスモニタは通常時は使用せず、事故時等の場合に使用する。
			汚染された物の表面の放射性物質の密度を表示	チェックポイントにおいて、汚染された物の表面の放射性物質の密度を表示する。 (放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度をGM管サーベイメータで計測し、表示する。)	—	運用	新設	×	○	△	—	×	×	チェックポイントにおいて、床面等の放射性物質の表面密度を、管理区域に入域する者に対して、表示する。 ガスモニタは通常時は使用せず、事故時等の場合に使用する。
			汚染された物の表面の放射性物質の密度を表示	チェックポイントにおいて、汚染された物の表面の放射性物質の密度を表示する。 (放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度をGM管サーベイメータで計測し、表示する。)	—	運用	新設	×	○	△	—	×	×	事務建屋において、床面等の放射性物質の表面密度を、従業者(当社および協力企業社員)に対して、表示する。 ガスモニタは通常時は使用せず、事故時等の場合に使用する。
			周辺監視区域の線量当量を表示	周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 (表示・警報装置) (記録含む) (各監視装置は表示・警報装置を共有しており、給排気温度監視装置の表示・警報装置で代表する。) (管理区域の線量当量を、線量当量率で代行して、監視盤室と事務建屋に、表示する)	C	設備	既設 (取替)	○	○	○2	②-2	○	○	周辺監視区域境界付近モニタリング設備の表示・警報装置(給排気温度監視装置で代表)は、周辺監視区域境界付近における線量当量を、線量当量率で代行して計測し、監視盤室及び事務建屋に表示するための設備である。
		【解釈】 なし												
	(放射線管理施設) 第十九条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。 一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。 【解釈】 第19条 (放射線管理施設) 1 第19条 に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するための施設であって、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設及び放射線業務従事者等の個人被ばく管理に必要な線量計等の機器をいう。		放射線業務従事者の管理区域への出入りを管理する	出入管理設備 (入退域管理装置)	C	運用	既設	○	○	◇	③	×	×	出入管理設備 (入退域管理装置)は放射線業務従事者の出入りを管理する設備である。
			個人の被ばくを管理する。	個人線量計	C	運用	既設	○	○	◇	③	×	×	個人線量計は、放射線業務従事者の個人被ばくを管理するための設備である。
			放射線から放射線業務従事者を防護する。	放射線防護具類 (防護衣、呼吸器、防護マスク)	C	運用	新設	○	—	—	—	×	×	放射線防護具類は、非常時に放射線業務従事者を放射線から防護するためのものである。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○、×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○、－)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎、○1、○2、 ◇、△、□、－)	機器グループ (①、②－1、② －2、③、－)*2	既設工認に記 載されている か (○、×)	要目表作成対 象設備か (○、×)	備 考
第18条 廃棄施設 ／ 第19条 廃棄施設	(廃棄施設) 第十八条 使用済燃料貯蔵施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。 【解釈】 第18条（廃棄施設） 1 第1項に規定する「放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する」とは、以下の設計をいう。 一 使用済燃料貯蔵施設で発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないこととはもとより、ALARAの考え方の下、当該施設として、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年以下）が達成できるよう、処理が行える設計であること。 二 平常時における使用済燃料貯蔵施設からの環境への放射性物質の放出等に伴う公衆の受ける線量が、第4条第1項の直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量を含めて法令に定める線量限度を超えないこととはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力委員会了承）を参考に、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下を達成できること。）。 2 使用済燃料貯蔵施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。 【解釈】 三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、使用済燃料貯蔵施設から発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量が十分であるとともに、放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。 2 第1項及び第2項に規定する「保管廃棄する施設」とは、事業規則第2条第1項第2号へに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。	(廃棄施設) 第十九条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 【解釈】 なし	気体及び液体廃棄物の廃棄能力	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	設置許可基準規則及び解釈第18条及び技術基準規則第19条は、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く放射性廃棄物を廃棄する設備に対する要求事項のため、対象外。
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置されたものであること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。 【解釈】 なし	放射性廃棄物と放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備を区別して設置	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 【解釈】 なし	排気口以外から気体状の放射性廃棄物を排出しない。	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 【解釈】 なし	気体状の放射性廃棄物のろ過装置の機能が適切に維持し、かつ、ろ過装置の汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造である。	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。 【解釈】 なし	液体状放射性廃棄物の廃棄設備は、排水口以外の箇所から排出しない。	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
		記載なし	十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設が設けられている。	廃棄物貯蔵室	C	設備	既設	○	－	－	②－2	○	○	
		記載なし	放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮した設計	廃棄物貯蔵室 (床及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗装)	C	設備	既設	○	－	○2	②－2	○	○	

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第一条 ／ 第20条 使用済燃料によって 汚染された物による 汚染の防止	記載なし	(使用済燃料によって汚染された物による汚染の防止) 第二十条 使用済燃料貯蔵施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。	壁、床表面の汚染除去の容易性	使用済燃料貯蔵建屋 (床、壁の一部及び扉をエポキシ樹脂系塗装)	B (S _B)	設備	既設	○	○	○2	①	○	○	受入れ区域では金属キャスク表面が万一汚染していた場合を考慮して、床、壁の一部及び扉をエポキシ樹脂系塗料による塗装を行う。
				廃棄物貯蔵室 (床及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗装)	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	廃棄物貯蔵室には、万一金属キャスク表面に汚染があった場合に放射性廃棄物を密封した放射性廃棄物が置かれることとなり、万一漏洩した場合には容易に除去しやすいよう、床及び壁の一部をエポキシ樹脂系塗料による塗装を行う。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー) ※2	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)※2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第4条 遮蔽等 ／ 第21条 遮蔽	(遮蔽等) 第四条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。 【解釈】 第4条（遮蔽等） 1 第1項に規定する「線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたもの」とは、以下の設計をいう。 一 事業所周辺においては、法令に定める線量限度を超える被ばくを与えない設計であるとともに、As Low As Reasonably Achievable (ALARA) の考え方の下、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計であること。 二 事業所周辺においては、平常時における使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量が、第18条第1項の放射性物質により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、合理的に達成できる限り十分に低いものであること（「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）を参考に、実効線量で5.0マイクロシーベルト／年以下を達成できること。）。 三 使用済燃料を金属キャスクに収納するに当たっては、遮蔽機能に関する評価で考慮した使用済燃料の燃焼度に応じた当該使用済燃料の配置の条件又は範囲を逸脱しないよう必要な措置が講じられること。 3 第1項及び第2項については、ALARAの考え方の下、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計がなされていること。	(遮蔽) 第二十一条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。 【解釈】 なし	事業所周辺の線量低減機能	使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉）	B（S _g ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	使用済燃料貯蔵建屋及び金属キャスクの有する遮蔽機能により、直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るよう設計しているため。
				金属キャスク	S	設備	既設	○	○	◎	①	○	○	同上
			燃料配置の制限措置	金属キャスク	S	運用	既設	○	○	◎	①	×	○	金属キャスクへの燃料収納に対する措置要求のため。
	2 使用済燃料貯蔵施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。 【解釈】 2 第2項に規定する「線量を低減できる」とは、次のことをいう。 一 管理区域においては、放射線業務従事者の受ける線量が、放射線業務従事者の線量限度を超えないものであること。 二 管理区域以外の人が入り込む場所に滞在する者の線量が公衆の線量限度以下になるようにすること。 3 第1項及び第2項については、ALARA の考え方の下、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計がなされていること。	2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。 【解釈】 なし	事業所内の線量低減機能	使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉）	B（S _g ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉）により事業所内における外部放射線による線量を低減する。
			貫通部からの放射線の漏出防止機能	使用済燃料貯蔵建屋（使用済燃料貯蔵建屋、遮蔽ルーバ、遮蔽扉）	B（S _g ）	設備	既設	○	○	○1	①	○	○	開口部や貫通部には、遮蔽扉、遮蔽ルーバ、迷路の線量低減措置を実施。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第一条 ／ 第22条 換気設備	記載なし	(換気設備) 第二十二条 使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。	放射線障害防止のための換気設備	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	本施設は、汚染のない管理区域とする設計であり、技術基準規則第22条の要求である放射線障害防止を目的とする換気設備の設置は不要である。
		一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	換気能力	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上
		二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	汚染空気逆流防止構造	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上
		三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	ろ過装置機能維持	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上
			ろ過装置の汚染の除去 又は ろ過装置の取替の容易構造	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上
		四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	吸気口位置	該当なし	－	－	－	－	－	－	－	－	－	同上
		【解釈】 なし												

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備、運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (②, ①, ②2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②-1, ②- 2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第20条 予備電源 ／ 第23条 予備電源	(予備電源) 第二十条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。 【解釈】 第20条 (予備電源) 1 第20条に規定する 「監視設備その他必要な設備に使用することができる」とは、停電等の外部電源系の機能喪失時に、以下の安全上必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある電源系を有する設計であること をいう。 一 金属キャスクの閉じ込め機能 を監視 する 設備 二 放射線監視設備 三 火災等の警報設備、緊急通信・連絡設備、非常照明灯等の設備・機器	(予備電源) 第二十三条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能	電気設備 (無停電電源装置)	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	○	○	無停電電源装置にて、外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に電気を供給するのに必要な容量を有するため、必要機能を満たす。
				電気設備 (共用無停電電源装置)	C	設備	既設	×	○	○2	②-2	×	○	共用無停電電源装置にて、外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備(避難通路用照明として使用する保安灯)に電気を供給するのに必要な容量を有するため、必要機能を満たす。
				電気設備 (電源車)	C	設備	既設	○	○	○2	②-2	×	○	無停電電源装置の供給可能な時間を超える外部電源喪失時に、電源車から、無停電電源装置を経由して監視設備その他必要な設備に電気を供給するのに必要な容量を有するため、必要機能を満たす。
					C	運用	既設	○	○	○2	②-2	×	○	無停電電源装置の供給可能な時間を超える外部電源喪失時に、電源車から、無停電電源装置を経由して監視設備その他必要な設備に電気を供給するのに電源車から供給するため、必要機能を満たす。
				電気設備 (据置発電機)	ー	設備	既設	×	ー	ー	ー	×	×	無停電電源装置の供給可能な時間を超える外部電源喪失時に、据付発電機から、無停電電源装置を経由して監視設備その他必要な設備に電気を供給するのに必要な容量を有するが、据付発電機は厳冬の運転ができないため、自主設備とし、設工認申請対象外の設備とする。
			外部電源系統喪失時に、継続的に電源を供給する機能	電気設備 (軽油貯蔵タンク (地下式))	C	設備	新設	×	○	○2	②-2	×	○	無停電電源装置の供給可能な時間を超える外部電源喪失時に、無停電電源装置を経由して電源車にて電気を供給するため、電源車に燃料を補給し、必要機能を満たす。
			予備電源から監視設備その他必要な設備に給電するために電路となる能力を有する機能	常用电源設備 (予備電源から給電が必要な負荷までの母線を含む電路となる範囲)	C	設備	改造	×	○	②2 ◇	③	×	×	予備電源 (無停電電源装置、共用無停電電源装置、電源車) から監視設備その他必要な設備に給電するために電路を構成する必要がある。 要目表は作成しないが、基本設計方針にて構成を説明するとともに、使用済燃料備蓄センダー内の電源構成を添付の単線結線図に示す。
	【解釈】 第20条 (予備電源) 1 第20条に規定する 「監視設備その他必要な設備に使用することができる」とは、停電等の外部電源系の機能喪失時に、以下の安全上必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある電源系を有する設計であること をいう。 一 金属キャスクの閉じ込め機能 を監視 する 設備 二 放射線監視設備 三 火災等の警報設備、緊急通信・連絡設備、非常照明灯等の設備・機器	第二十三条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。	外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 蓋間圧力監視装置	C	設備	既設	○	○	△	②-2	○	○	予備電源 (無停電電源装置、電源車) からの給電先である。
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 表面温度監視装置	C	設備	既設	○	○	△	②-2	○	○	同上
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 給排気温度監視装置	C	設備	既設	○	○	△	②-2	○	○	同上
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ エリアモニタリング設備	C	設備	既設	○	○	△	②-2	○	○	同上
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備	C	設備	既設	○	○	△	②-2	○	○	同上
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 出入管理設備 (入退域管理装置)	C	運用	既設	○	○	△	③	×	×	同上
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 通信連絡設備	C	設備	既設	⊖ ×	○	△	②-2	×	×	同上
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 保安灯 (避難避難通路・誘導灯)	C	設備	既設	⊖ ×	○	△	③	⊖ ×	×	同上
			外部電源喪失時に監視設備その他必要な設備に使用することができる能力を有する機能 (給電先)	・ 予備緊急時対策所・資機材保管庫	ー	設備	新設	ー	ー	□	ー	×	×	津波襲来時の電源車からの給電先である。

設備リスト

事業許可基準規則 ／ 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な機能等	設備等	耐震クラス	設備 ／ 運用	既設 ／ 改造 ／ 新設	事業許可添付六 での主要仕様記 載の有無 (○, ×)	条文要求事項に 対して必須の設 備。運用か (○, ー)	設備の要求事項 の関係整理*1 (◎, ○1, ○2, ◇, △, □, ー)	機器グループ (①, ②ー1, ② ー2, ③, ー)*2	既設工認に記載 されているか (○, ×)	要目表作成対象 設備か (○, ×)	備 考
第21条 通信連絡設備等 ／ 第24条 通信連絡設備等	(通信連絡設備等) 第二十一条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。 2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。 3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人への退避のための設備を設けなければならない。 【解釈】 第21条 (通信連絡設備等) 1 第1項に規定する「事業所内の人に対し必要な指示ができる」とは、事故時に施設内に居る全ての人に対し的確に指示ができることをいう。 2 第2項に規定する「事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」とは、事故が発生した場合において、事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができることをいう。 3 上記1及び2の「通信連絡設備」は、必要に応じて、それぞれ異なる手段により通信連絡できるものであること。 4 第3項に規定する「事業所内の人への退避のための設備」とは、通常の照明用電源喪失時においても機能する避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路をいう。	(通信連絡設備等) 第二十四条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。	通信連絡設備 (事業所内連絡)	電話交換機	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	社内電話設備を構成する機器であり、事業所内連絡するための設備である。
				固定電話機	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	
				PHS端末	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	
				PHS基地局	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	
				パケット交換機	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	送受話器を構成する機器であり、事業所内連絡するための設備である。
				ハンドセット	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	
			警報装置 (事業所内連絡)	マイク	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	放送設備を構成する機器であり、事業所内連絡 (一斉放送) するための設備である。
				スピーカ	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	
				警報装置	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	警報装置であり、放送設備に接続し事業所内連絡 (一斉放送) するための設備である。
				非常用スピーカ	C	設備	新設	×	ー	◇	③	×	×	※浸水を想定した活動に必要な設備 (様式-2 第8条津波による損傷防止関連) 非常用放送設備を構成する機器であり、予備緊急時対策所から事業所内連絡 (一斉放送) するための設備である。
				非常用マイク	C	設備	新設	×	ー	◇	③	×	×	
		2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	通信連絡設備 (事業所外連絡)	加入電話設備	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	加入電話設備を構成する機器であり、事業所外連絡するための設備である。 ※浸水を想定した活動に必要な設備 (様式-2 第8条津波による損傷防止関連)
				加入電話設備接続FAX	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	
				衛星携帯電話	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	衛星携帯電話を構成する機器であり、事業所外連絡するための設備である。 ※浸水を想定した活動に必要な設備 (様式-2 第8条津波による損傷防止関連)
				衛星携帯電話接続FAX	C	設備	新設	×	○	◇	③	×	×	
				電話交換機	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	社内電話設備を構成する機器であり、事業所外連絡するための設備である。
				固定電話機	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	
				PHS端末	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	
				PHS基地局	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	
	3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人への退避のための設備が設けられていなければならない。	安全避難通路	安全避難通路	安全避難用扉 (安全避難通路の扉)	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	貯蔵建屋内の人が避難するための機器であり、安全に避難するための設備である。
			安全避難通路	誘導灯 ・ 通路誘導灯 ・ 避難口誘導灯 ・ 保安灯	C	設備	既設	×	○	◇	③	×	×	